

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
1	こども家庭支援課	令和7年度 長こ第1号	長浜市放課後児童クラブ医療的ケア児支援業務		長浜市益田町56番地 長浜市立びわ北小学校内 放課後児童クラブ「たけのこクラブ」	放課後児童クラブを利用する利用的ケアが必要な児童に対し、必要な医療行為を実施
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1回あたり 12,600円	長浜市港町4番19号 なでしこ 株式会社	対象児童の身体的状況を熟知し、対象児童に対する医療行為の実施経験がある看護師が所属する事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第4号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市田村町1606番地3 チャイルドハウス児童センター放課後児童クラブ①	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	14,026,580円	米原市醒井547番地1 社会福祉法人 石龍会	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第6号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市田村町1606番地3 チャイルドハウス児童センター放課後児童クラブ②	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	11,549,440円	米原市醒井547番地1 社会福祉法人 石龍会	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
4	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第7号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市小谷丁野町723番地1 ニコニコクラブ	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から	令和7年4月1日	15,854,960円	長浜市小谷丁野町2481番地1	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年3月31日 まで			社会福祉法人 光寿会		
5	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第8号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市八幡東町561番地 放課後児童クラブ かいうの家	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から	令和7年4月1日	19,070,080円	長浜市小谷丁野町2481番地1	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年3月31日 まで			社会福祉法人 光寿会		
6	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第9号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市勝町470番地 放課後児童クラブ みらいキッズ勝教室	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から	令和7年4月1日	16,761,800円	長浜市垣籠町381番地	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年3月31日 まで			みらいBANK 株式会社		

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
7	こども家庭支援課	令和7年度 長こ第10号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市平方町238番地 ワイエビル23 2階 放課後児童クラブ みらいキッズ平方教室	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から	令和7年4月1日	17,681,000円	長浜市垣籠町381番地	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年3月31日 まで			みらいBANK 株式会社		
8	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第12号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市大宮町9番9号 放課後児童クラブ みらいキッズ大宮教室	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から	令和7年4月1日	18,211,800円	長浜市垣籠町381番地	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年3月31日 まで			みらいBANK株式会社		
9	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第13号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市八幡中山町796番地1 café hanakago 2階 放課後児童クラブ みらいキッズ八幡中山教室	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から	令和7年4月1日	16,222,200円	長浜市垣籠町381番地	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年3月31日 まで			みらいBANK 株式会社		

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
10	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第14号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市八幡中山町477番地 キッズパーク放課後児童クラブ 風の街学舎	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から	令和7年4月1日	15,926,560円	長浜市八幡中山町477番地	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年3月31日 まで			株式会社 イケダ光音堂		
11	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第15号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市内保町258番地1 キッズパーク放課後児童クラブ 浅井学舎	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から	令和7年4月1日	15,604,840円	長浜市八幡中山町477番地	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年3月31日 まで			株式会社 イケダ光音堂		
12	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第16号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市高月町東物部36番地1 キッズパーク放課後児童クラブ 高月学舎	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から	令和7年4月1日	13,100,280円	長浜市八幡中山町477番地	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年3月31日 まで			株式会社 イケダ光音堂		

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
13	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第17号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市十里町103番地19 放課後児童クラブ ウィッツ 十里校	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から	令和7年4月1日	9,674,720円	長浜市宮司町1126番地2	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年3月31日 まで			株式会社 エム・ジェイホーム		
14	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第18号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市八幡東町9番1号 西友長浜楽市店2階 放課後児童クラブ ウィッツ 西友長浜楽市校①	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から	令和7年4月1日	9,518,600円	長浜市宮司町1126番地2	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年3月31日 まで			株式会社 エム・ジェイホーム		
15	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第19号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市八幡東町9番1号 西友長浜楽市店2階 放課後児童クラブ ウィッツ 西友長浜楽市校②	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から	令和7年4月1日	9,506,920円	長浜市宮司町1126番地2	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年3月31日 まで			株式会社 エム・ジェイホーム		

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
16	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第20号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市八幡東町9番1号 西友長浜楽市店2階 放課後児童クラブ ウィッツ 西友長浜楽市校③	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から	令和7年4月1日	8,685,640円	長浜市宮司町1126番地2	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年3月31日 まで			株式会社 エム・ジェイホーム		
17	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第22号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市八幡東町9番1号 西友長浜楽市店2階 放課後児童クラブ ウィッツ 西友長浜楽市校④	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から	令和7年4月1日	9,482,440円	長浜市宮司町1126番地2	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年3月31日 まで			株式会社 エム・ジェイホーム		
18	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第23号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市南高田町5番5号 放課後児童クラブ きっずライフ南高田	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から	令和7年4月1日	14,265,440円	長浜市鍛冶屋町917番地	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年3月31日 まで			株式会社 教文堂		

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
19	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第24号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市八幡中山町1154番地 1 NKビル2階 放課後児童クラブ きっずライフ八幡中山	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から	令和7年4月1日	14,804,680円	長浜市鍛冶屋町917番地	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年3月31日 まで			株式会社 教文堂		
20	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第25号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市高田町9番15号 長浜セントラルビル3階 放課後児童クラブ きっずライフ八幡東	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から	令和7年4月1日	14,631,860円	長浜市鍛冶屋町917番地	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年3月31日 まで			株式会社 教文堂		
21	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第26号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市八幡東町612番地 放課後児童クラブ アリーナキッズ①	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から	令和7年4月1日	11,449,958円	長浜市八幡東町 6 1 2 番地	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年3月31日 まで			一般社団法人 Freedom expression		

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
22	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第41号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市八幡東町612番地 放課後児童クラブ アリーナキッズ②	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から	令和7年4月1日	15,398,864円	長浜市八幡東町 6 1 2 番地	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年3月31日 まで			一般社団法人 Freedom expression		
23	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第27号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市三ツ矢元町19番34号 放課後児童教室 mocomoco	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から	令和7年4月1日	13,394,917円	長浜市三ツ矢元町19番34号	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年3月31日 まで			一般社団法人 長浜放課後児童教室		
24	こども家庭支援課	令和7年度 長こ放第28号	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託		長浜市三田町884番地3 放課後児童クラブ はばたき	放課後児童クラブの運営業務
	令和7年4月1日 から	令和7年4月1日	8,549,300円	長浜市三田町884番地1	本事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を委託するものである。 契約相手方は児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の6の規定に基づき、市長に事業実施の届け出をされ、その届け出の内容が適当であると認めたことから、放課後児童健全育成事業を実施されている。 よって、契約相手方が本事業を実施することについて、代替性がないと認められるため、随意契約の相手方として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年3月31日 まで			株式会社TONOメディカル		